

議 事 日 程

令和 2 年第 4 回 浜中町議会定例会

令和 2 年 1 2 月 3 日 午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 106 号	浜中町北海道営土地改良事業分担金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議案第 107 号	浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第 108 号	浜中町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第 109 号	公有水面埋立て免許に関する意見について
日程第 6	議案第 110 号	令和 2 年度浜中町一般会計補正予算 (第 7 号)
日程第 7	議案第 111 号	令和 2 年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 8	議案第 112 号	令和 2 年度浜中町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 9	議案第 113 号	令和 2 年度浜中診療所特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 1 0	議案第 114 号	令和 2 年度浜中町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 1 1	議案第 115 号	令和 2 年度浜中町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
日程第 1 2		閉会中の継続調査の申し出について (総務経済常任委員会・社会文教常任委員会・広報公聴常任委員会・議会運営委員会)

(再開 午前10時00分)

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は前日同様であります。

◎日程第2 議案第106号 浜中町北海道営土地改良事業分担金の徴収に関する
条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第106号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第106号「浜中町北海道営土地改良事業分担金の徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成2年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律による、租税特別措置法の改正により、関係条例について改正するものであります。

条例の改正に係る概要を申し上げますと、町の歳入の滞納に係る延滞金の徴収は、地方税法等、個別法においてその延滞金の徴収について特別な定めがあるものを除き、地方自治法の規定により、条例の定めるところにより行うことができるとされており、本町においても各条例において定めておりますが、この度の所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正に伴い、同法を引用して定めている「浜中町北海道営土地改良事業分担金の徴収に関する条例」「浜中町分担金の徴収に関する条例」「浜中町公共下水道条例」「浜中町公共下水道事業等受益者分担金条例」「浜中町介護保険条

例」「浜中町後期高齢者医療に関する条例」の延滞金割合の特例について所要の整備を行うものであります。

なお、施行期日につきましては、令和3年1月1日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第106号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第106号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第106号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第3 議案第107号 浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について**

○議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第107号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第107号「浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、地方税法施行令の改正に伴い改正を行うものであります。

内容といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について基礎控除額相当分の基準額の見直しのため

改正しようとするものです。

なお、この改正条例は、令和3年1月1日施行するとしております。

また、この度の条例改正につきましては、浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、
答申をいただいているところです。

以上、提案の理由をご説明しますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し
上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第107号の質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第107号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第107号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

**◎日程第4 議案第108号 浜中町介護サービス事業条例の一部を改正する条例
の制定について**

○議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第108号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第108号「浜中町介護サービス事業条例の一部を改正する
条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、浜中町役場庁舎の移転に際し、浜中町老人福祉センター内にあ
る浜中町ケアマネジメントセンターを新庁舎へ移転することに伴う関係規定の整備を

行うものであります。

改正内容を申し上げますと、第3条第2号に定める事業所の所在地を「浜中町湯沸4
45番地 浜中町役場内」に改めるものです。

なお、この条例は、令和3年1月6日から施行するものとしております。

以上、提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願い
申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第108号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第108号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第108号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第109号 公有水面埋立て免許に関する意見について

○議長（波岡玄智君） 日程第5 議案第109号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第109号「公有水面埋立て免許に関する意見について」提
案の理由をご説明申し上げます。

琵琶瀬漁港につきましては、昭和29年7月12日に 第1種漁港として指定を受
け、平成26年より水産物供給基盤機能保全事業基本計画により機能の維持を図るため
北海道が施設整備を進めております。

この水産物供給基盤機能保全事業基本計画に基づき琵琶瀬漁港－2.5m物揚場Bの改修工事を行うに伴い公有水面の埋め立てが必要となっております。

埋立て位置につきましては、北海道厚岸郡浜中町琵琶瀬673番地先の公有水面で、埋立て面積371.08㎡です。

埋立て地の用途は、漁港施設用地で、埋立てに関する工事の施工に要する期間は、着手した日から2年6カ月となっております。

この施設整備のため公有水面埋立てについて、11月5日付けをもって北海道知事から漁港施設用地等を確保するため、公有水面埋立て法第3条第1項の規定により、公有水面埋立ての免許の出願について意見を求められ、これに異義のないことを答申することについて同法第3条第4項の規定により、議会の議決が必要でありますので、ここにご提案した次第であります。

なお、浜中漁業協同組合からは、平成28年3月15日付けをもって北海道知事に対し、共同漁業権漁場の一部喪失に係る同意書の提出がなされております。

以上、提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第109号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 埋め立てに関しては異議ありませんが、資料の4について説明をいただきたいのですが、青色の部分は埋め立てをする区域と思っています。赤色の部分については、この部分を全部埋めて細い赤の部分は矢板を打つような感じに見えるのですが、具体的に教えてください。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 11ページの資料4を皆さんお開きいただきたいと思えます。こちらにつきましては赤色のところが埋め立てする場所になります。そして、青い部分につきましては施行区域で工事をするための区域となります。赤色の少し大きいところがありますが、こちらは現在の防波堤となっております。ここを今後船揚げ場とするために、埋め立てが必要となることから、こちらの赤い部分が少し大きくなります。工法としましては現在のところの前に矢板を打ちまして、そこを埋め立てしていくことになっておりますので、御理解願いたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 細い赤色の部分の説明が漏れていますが、同じく矢板を打つということで理解していいですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 赤色の部分の上の方に矢板を打って、その間を埋め立てして上部工を壊して、次にまたコンクリート打つ工法となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第109号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第109号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第110号 令和2年度浜中町一般会計補正予算（第7号）

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議案第110号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第110号「令和2年度浜中町一般会計補正予算（第7号）」につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は歳出では、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった各種会議、行事に関連する経費の減額や、ふるさと納税の増加見込みに伴う返礼品等の追加、北海道の地域づくり総合交付金事業として実施する漁業資材整備事業補助の増額、町道維持業務委託料の追加などのほか、今後必要とされる経費について補正をお願いしよう

とするもので、補正額は4億3019万5000円となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として国庫支出金382万7000円、道支出金1190万円、寄附金4億69万円などを追加したほか、不足する財源について地方交付税7791万9000円を充てさせていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、132億7006万4000円となります。

次に「第2表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業の補正によるものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしました。詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） （議案第110号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから、議案第110号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

どうぞ遠慮なく手を挙げてください。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） それでは数点にわたり質問をさせていただきます。まず36ページ、公の集会施設等維持管理に要する経費であります。その中の有害物質含有調査委託料とありますが、この90万円はアスベスト調査の委託であります。38ページの有害物質含有調査委託料も同じく旧茶内保育所のアスベスト調査委託で90万円あります。それと58ページの中学校費の中学校管理運営に要する経費、有害物質含有調査委託料28万円ありますが、まず36ページについては、改修するものなのか。それとも、住民センターのどこか一部を取壊してしまうのか、その調査の内容をお知らせいただきたい。それから38ページも同様に旧茶内保育所は耐震度が無いとのことですから、私は解体すると思っていますが、解体を前提としての調査なのか。それで、解体時期がもし明らかになっているとすれば、その時期についてもお知らせいただきたい。それと58ページについては金額28万円と少ないですけれども、これの内容について、どの場所の教員住宅か、何棟あって改修するのか、解体するのかを含めて、お知らせをいただきたいと思います。

それと50ページの水産行政に要する経費でありますけれども、漁業資材整備事業補

助金については道の地域づくり総合交付金で、歳入歳出がトンネル補助金のことであり
ますけれども、浜中ウニ協業化設備導入の900万円の細かい内容と散布の新規ウニ着
業者分の360万円の細かい内容を何人でどういったもの整備するのか、かご等だと思
いますがお知らせをいただきたい。それと同じく散布でしようけれども、魚箱タンクと
聞いておりますが、これの数量とか内容についてお知らせいただきたいと思います。

それと52ページ観光施設整備設計業務委託料276万1000円皆増であります。
これについては、茶内の駅前にあるトイレを新築する工事の実施設計と事前に説明を受
けました。それで、私がちょっと気になったのが、あそこはJRの敷地なのでJRとの
関係はどうなっているのか。もしJRの敷地外であれば、どの場所に建てるのか。もし
JRの敷地内であれば建設負担金とか出てくると思いますのでその割合。もしJR関係
ない場所であれば、賃貸関係はどうなってくるのか。公共交通の関係のバスの停留所が
そこにできるということで、バス利用の人も使用するし、観光客についてもJRで来た人
達も利用するということがありますから、トイレの規模などを詳しく説明をいただきた
いと思います。

それから54ページ、災害対策に要する経費の委託料ですが、説明は道単価アップと
いうことではありますが、事前に説明受けた部分では、実績による追加との説明であり
ました。ですから、業務委託料については既に終わっているものだと理解するわけであり
ますけれども、追加予算の計上47万3000円については、既に終わっているとすれ
ばどういう形で業務を執行させたのか。考えられるのは、予算を流用して対応し、その
流用した予算の穴埋めということで47万3000円を計上したと思っておりますけれ
ども、どの科目から流用してその流用した科目は戻入れをしなくても予算的には間に合
っているのかどうか。その辺をお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） まず36ページ、公の集会施設等維持管理に要する経費の有
害物質含有調査委託料90万円について御説明いたします。今回計上させていただいた
のは、旧茶内第一小学校、仮称で言いますと茶内第一地区住民センターです。既に発注
しておりますが、改修に要するところの追加でのアスベスト調査ということになりま
す。

それから38ページの有害物質含有調査同じく90万円ですが、議員おっしゃるよう
に旧茶内保育所のアスベスト調査であります。これにつきましては解体に向けての事前

調査に備えるためでございます。あと時期的なものもございますけれども、調査をし、早急に可能であれば次年度次々年度と担当としては考えているところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 58ページの有害物質の関係でございます。本年度行いました散布中学校の1棟2戸の教員住宅を来年度も計画的にもう片方を行い、それと併せて外壁も行いますので、その外壁のアスベスト調査と茶内中学校の入口を入れて右側の国道沿いにある教員住宅が2棟あるのですが、計画的に改修したいということでアスベストの含有調査をさせていただくということです。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 50ページ、水産行政に要する経費の負担金補助及び交付金の漁業資材整備事業補助の内容について御説明申し上げます。1つ目の事業主体の浜中漁業協同組合のウニ養殖業協業化設備導入事業につきましては、養殖かご1個5万円を396個になります。総事業費2178万円、補助対象1980万円の2分の1以内の990万円となっております。こちらにつきましては9名が利用されることとなっております。

次に2つ目になりますが、事業主体が散布漁業協同組合のウニ養殖業新規着業者設備導入事業につきましては、埋め込みアンカー4万円を84挺、高圧洗浄機55万4546円を7台、総事業費が796万6001円で補助対象が724万1000円の2分の1以内の360万円となっております。こちらにつきましては7名が利用されることとなっております。

次に3つ目、事業主体散布漁業協同組合の計量タンク製作漁業新規事業導入事業につきましては、計量タンク鉄製のものが18万円を12台、ステンレス製のものを60万円を4台、総事業費501万6000円で補助対象が456万円の2分の1以内、220万円となっております。こちらは漁業協同組合の市場で使用することになっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 52ページ観光施設の委託料についてお答えいたします。まず建設予定地でございますが、現在駐車場として利用している所になります。駅を背中にして駐車場の1番奥手の方を予定しております。規模としましては、間口11

m奥行き4.5mその中に男性トイレ大1小2と女性トイレ2つと多目的トイレ1つを予定しております。面積は49.5㎡です。賃貸の関係でございますが、現在駐車場につきましては総務課が駐車場として賃貸しておりますので、そのまま建てていいと農協から了解をいただいております。JRにつきましては、JR敷地内に建てるのであれば協議が必要でございますが、JRの敷地外であれば報告していただくだけでよろしいと回答いただいております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 議案54ページの災害対策に要する経費の委託料、津波防災避難道路調査基本設計業務委託料47万3000円でございますけれども、霧多布地区の津波避難路交通流動解析の委託業務でございます。この業務につきましては11月2日に入札を行いまして、調査は3月末までの調査期間となっております。それで予算が不足で予算流用を行っております。流用元につきましては災害対策に要する経費の需用費の消耗品費から流用を行ったところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 有害物質アスベストの関係ですけれども、これについてはほぼ分かりました。それで、茶内の住民センターの改修に向けてですけれども、これはいつ頃発注して終わるのはいつ頃かというのは分かりますでしょうか。全体的にそうなのですけれども、次の旧茶内保育所についても時期をお知らせいただきたいと思っております。

それから教員住宅についても散布1棟2戸の内の1戸を改修すると、茶内についても2棟ある内の1戸を改修するという事で理解していますが、これの時期についてもお知らせいただいております。

それから50ページについては了解です。

52ページですが、JRの敷地と思っていましたので、農協と既に駐車場の関係で契約をしているのでその場所を利用するという事で理解をいたしました。この実施設計後実際に建築に取り掛かる時期はいつ頃になるのか、それを聞いておきたいと思っております。

それと54ページですが、流用によって行ったということですが、災害対策の需要費については余裕がまだあって戻入をすれば、十分対応できると理解していいですね。了解です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 36ページの有害物質の旧茶内第一小学校につきましては、改修に向けた実施設計を既に10月に発注しておりますが、この追加分で実際の工期は3月17日としてございます。今回の補正予算が整いましたら早期にこの追加分を発注させていただいて、実施設計の工期を見ながら完了することを考えてございます。

それから38ページの旧茶内保育所につきましても工期としては、補正が整ったら早期に発注しまして3月末をめどに調査を終えたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 58ページ有害物質の関係です。散布の教員住宅と茶内中学校の教員住宅ということでお話しさせていただきました。散布及び茶内につきましては、新年度の予算と考えてございます。散布につきましては、今年は片方の教員住宅を行っておりますので、速やかに設計が済み次第に工事を進めていき、茶内中学校につきましても状況を見ながらできれば来年度中には1棟を行っていきたいと考えてございます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） 52ページの委託料の関係でございます。発注の時期でございますが、この度実施設計があがりましたら、令和3年度の当初予算計上に本体工事を上げようと思っておりますので、それが認められれば、早急に所定の手続きを取って、観光シーズン前には完成するように進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 9番落合議員。

○9番（落合俊雄君） 何点か確認を含めて質問させていただきます。先ほども質疑ありました、公の集会施設等維持管理に要する経費の有害物質含有調査委託料に関してですが、これはアスベストと言われておりますが、アスベストそのものは有害物質と言われて久しいですが、今も使われているのか。今は使われていないけれども、いつ頃まで使われていたのか。そういうものについて有害物質調査委託料と記載されていますけれども、現在、こういうものは本当に使われているのかどうか、発注者としてこういうものが含まれたものを建設方式取らないように努力するとか、そういうような基本的な考え方はどうなっているのか、まず1点確認させていただきたい。

それから38ページ、地域公共交通に要する経費の526万6000円に係わってでございます。地域公共交通がスタートして2カ月が経ちました。この2カ月間で認知度はどうなっているのか。それでまだ何か不足するものがあって、更なるアピールが必要

だと考えておられるのかどうか。その点をお尋ねさせていただきます。

それから48ページ、農業振興費は確認であります。中山間地域等直接支払事業に要する経費に関して、3つぐらい集落はあったと思いますが、その中の1つの集落が5年間の事業継続の計画が立てるのが難しいということから、辞退をしたことによる減額と聞いていますが、この集落の参画をする方々が所有する農地の面積はどれぐらいなのか、その辺を簡単に御説明いただきたいと思います。お願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 初めに36ページと38ページにもあります有害物質の調査、アスベストに関連する質問でございますけれども、アスベスト、石綿が全面的に発がん性の高い有害物質である石綿で、アスベストが平成18年9月1日に製造、輸入、譲渡、提供または使用が原則禁止となり、この年度以降ほとんどの場合は建築資材の使用については使用できなくなり、年度でいきますとこの辺りが起点になるかと考えてございます。それから今回のアスベスト調査につきましても、当然に当初から組んでおりましたが、追加分で今回90万円の補正をさせていただいております。これにつきましても、大きくはアスベストの取り扱いが追加で改正がなされて、当初アスベストが使用禁止になった時にそうではない建材にみなされていたものであっても、その後にアスベストが含有されるであろうものは全てで調査をせよという趣旨の改正がなされているものですから、それに沿って今回調査を追加させていただいているところもでございます。以上がアスベストの取り扱いの説明となります。

それから38ページ、公共交通の地方バス路線の維持対策補助に関連してでございますが、10月から町営バスを2カ月間10月11月と運行させていただいております。大きなトラブルもなく全体としては順調に委託事業者様の運行によって順調に乗り合い交通としての運行ができていますと全体としては感触を持っております。2カ月間の運行実績の状況を参考までに御説明させていただきます。10月でいきますと乗車人数は937名です。11月につきまして乗車人数は829名です。全体として2カ月で1766名の方が利用されております。これにつきましては、霧多布厚岸線湿原線と湿原線のデマンドと茶内浜中線デマンドの大きく5路線の利用人数実績ということでございます。そしてまた追加で利用ができることにしております高齢者のバス利用助成券は順調に利用されているようで、2カ月間で357枚を利用して乗車いただいている実績もでございます。この2カ月では順調に滑り出しているという感触を全体として持ってい

るところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 48ページ、中山間地域等直接支払事業に要する経費の交付金657万3000円減についての御質問についてお答えいたします。中山間地域等直接支払交付金は平成12年度からこの制度が開始されまして、令和2年度から第5期対策がスタートいたしました。当初3月の予算提案した段階では3集落がそれぞれこの協定に参加するというような見通しで計画をしておりましたが、今年に入ってから最終的に3月23日に7戸で構成する浜中未来集落さんの方から第5期対策には参加しないということで正式に町長もとに通知がありました。この7戸の浜中未来集落の面積につきましては437万1177㎡となります。それで7戸の浜中未来集落がなぜ辞退されたかという内容を申し上げますと、それぞれ参加者が高齢化になっているということ、それから何名かの方が病気によって集落の活動が維持できなくなっているという実態もあり、十分議論をされたと思うのですが、最終的には面積を維持するのが非常に困難だということが最終的に決定した理由と伺っているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） アスベストに関しましては理解しました。

地域公共交通については800人から900人の月別の利用者がいるということで、利用者がいないという状況にならなかったことは大変喜ばしいことであります。しかし一部の利用者の中にまだこういう場合はどうなのだろうか、使えるか使えないのかという認識がまだ足りてない部分があるように思われます。日曜日は使えないのかとか色々な質問を受けました。日曜日は予約すればこここの間は利用出来ますよとお伝えしましたが、高齢者世帯の車を持たない方々が一定程度おりますので、こういう方々に曜日に関係なくこういう使い方があります、またこの曜日は限定的であるがこのような使い方ができますよという周知が引き続き必要かなと感じましたので、その辺についてどのようにお考えいただけるかお聞かせいただきたいと思っております。

それから農業振興費の中山間であります、今農林課長からお答えありましたけれども、7戸437haぐらいというお話でした。今年度から5年間継続しないといけないという事業で、基本的に継続すること自体が厳しいということで参加を遠慮したいということになるのですが、これまでは最大の集落あたりですと、参加しておられる農家さんが

営農できなくなっても、それを集落内で面積を維持する、いわゆる調整して引き継ぐという形でもってこれまでやってきたと思います。

今回の集落に関しては、そういう試みもなかなか難しいということで、これは5年間継続しなければ返還金や違約金なりが発生してしまう恐れがありますので、こういう結論を出したのだらうと思います。大変残念なお話ではありますが、これは遠くない将来に個別の判断がされて、その後どういうふうはこの土地が移り変わっていくのか、その辺については今後の状況によるのだらうと思いますが、せっかく本町における草地というものをしっかりと維持確保をし、継続していくという意味からして今後、離農するかもしれない農業者が一定程度出るといふ、そのことを補完するための新たな色々な取り組みというものは必要だと思っておりますので、原課としてはそういう点についてどのようにお考えか伺いたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 38ページの地方バス路線維持の関連でございますけれども、実際にご利用されている方々の色々な声としましては、やはりデマンド方式の利用の仕方が定時定路線と違って予約方式であることに利用される方に戸惑いがあることが、電話照会等から感じていたところでございました。それで11月に主にデマンドということで浜中線茶内線の方には自治会配布でデマンドの乗り方といいますか、利用の仕方を整理したものを自治会配布で地域を限定して配付させていただきました。周知も図りながら皆さんにまず、利用する仕方も慣れていただくということも含めて、周知もさせていただいているところであります。2カ月が経ち色々な御意見も出てきていますし、今後は新庁舎ができますので路線のルート等の変更ですとか始発の時間等も含めて、公共交通活性化協議会にも諮りながらその辺の見直しも逐一進めていくことになると思っております。

いずれにしても不明な点は担当の方へとアナウンスはしているところでございますので、今後そういう形でいろいろと周知を徹底しながら御利用いただけるようにしていきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 再度中山間地域直接支払交付金の町としての考え方についてお答え申し上げます。先ほども申し上げましたとおり交付金制度は平成12年度から制度が始まった第5期対策で、交付金のそもそもの趣旨は農村地帯の条件が不利なとこ

るに対して国がその補正をするため、条件不利地の補正として耕作放棄地の発生などを防止するために基本方針を定めて、この集落の協定を締結し集落に対して出す交付金であります。議員おっしゃいましたとおり、個別の集落が消滅してしまうと、地域の農村維持する農地を維持する、という基本的なものが衰退してしまうのではないかと懸念ももちろん町としては持っております。そのために今後発生する可能性が十分あろう離農跡地、今現在160数戸の酪農家がこの浜中町の1万5000haの農地を維持していただいております。これが結果的に農家戸数がどんどん減少が進んでしまいますと、その戸数で1万5000haを維持するのがどんどん困難になっていくことは十分に懸念される問題であります。

そういったことから離農跡地を今新規就農者対策などの様々な施策を講じて新規就農者を確保しておりますが、それが最終的には離農者と新規就農者の数が比例しない状況には間違いなくなってくるかと思えます。既存の農家がしっかりこの集落を基本に農地農村環境を維持するということであれば、今後この辞退された7戸の未来集落の農地を今後どのように維持していくのか、今既存の組合員さんが、例えば組合自体を酪農業協同組合から浜中農協さんに組合を移行されて、そこで今既存の集落に加わっていただいて、維持していくことが1番必要という考えもありますが、ただそれは個々の経営者の考え方もありますので、今後その辺も中山間制度の趣旨を十分理解していただきながら、しっかり農村維持に努めていただきたいと町の方からも申し上げていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 落合議員。

○9番（落合俊雄君） 中山間に関して、今課長からお答えいただきましたけれども、この7戸の集落というのは1番大きな集落の浜中町農協が主体となった集落と酪農業協同組合という組合の集落と、それともう一つ小さいのがあるのですが、この7戸の方々、将来的にこの大きな集落に移行できればというお話もございましたが、この7戸は以前はもっと戸数がありました。その組織の考え方ともう一つの大きな農協の考え方には、基本的に大きな違いがあるわけです。そうすると確かに小さな組合の創立当初の方々は今既にお役目を終えて、人としてではなくて違う世界で住まいになっておられますけれども、今の世代はその第2世代第3世代に該当するのだらうと思えます。その人達が、当初の設立の目的なり目標というものをどの程度理解しているかはなかなか難しいところがありまして、それは大きな農協でも同じことでもあります。この7戸中で

将来何とかと考える農家が、本当にいらっしゃるのかを私なりに頭の中で整理をしたら、難しいかなという気がするのです。いわゆる1戸ないし2戸ぐらいは確かに第3世代へ移り変わり積極的に継続しているところがあるのですが、もう既に判断として自分の代で終わるということをずっと前から念頭において営農してこられた方々が結構多いですからこういう人達が本当に自分らの組織そのものの存続よりも、全体の農業を今後自分がリタイアしても他の人にでも、やっぱりその経営どうやって継承していくかお気持ちがいまいちと課長が言われたとおり遊休農地なりが発生してしまう可能性がある訳です。そういう面でいうと、町としてもその経営継続するか休止とするか撤退するかは、経営者の判断ではありますけれども、やっぱり農業というものをしっかり考えた上でいきますと、将来をどう考えているのかという意向も含めて積極的に関わって行いくということが必要じゃないかなと思いますので、そういう考え方をお持ちであればいいですが、持っていないと困ったことになると思いますので、その辺の確認を再度させていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（久野義仁君） 再度御質問にお答えいたします。議員の方から話があったことは大変、町としても過去数十年に亘って新規就農者対策など先ほどの答弁とちょっと重なる部分もありますけども、様々な施策は講じてまいりました。ゆくゆくはその農地がどこかの段階で新規就農者では受けきれない時期が来るのではないかという心配は常につきまっております。

今、個々の形態も経営規模は非常に顕著に進んでおりますが、今の既存農家はその農地を受けきれない状況ということも当然考えていかなければならない状況を考えますと、議員おっしゃったとおり耕作放棄地問題も考えなければならぬ時期も間違いなくくると思います。この辺は実は農協さんの方とは常に離農協議の段階では協議もさせていただいておまして、まず離農のお話が出た段階で農協、酪協も入っていただいて、まず地域の農地をどうするのかは、事前に協議させていただいております。これは農業委員会も含めて協議させていただいております。その上で地域にとってその農地をどう活用すべきかを、地域にまず主体的に考えていただいて、地域としてはやはり集落を維持するには新規就農者が必要なのか、それとも個々の農家がまだ農地が足りないのか、その農地を地域でしっかり維持していきたいのか2択で協議させていただいております。

地域によってさまざまな答えが出てきますが、今回議員からお話あったように浜中未

来集落に関しましては非常に新規就農率の高い地域ということもありまして、今後その新規就農者の希望があるのかどうかを十分に協議しながら、まず大前提に置かなければならないのは、議員からお話あったとおり農地の耕作をきちんとしない、やはり個人の農地であってもこれは国土の重要な食糧基盤でありますので、その農地をどうやって今後維持していくかに関しましては、2択のどちらかを必ず選んでいただいて、仮にここに新規就農者を入りたいと希望があれば積極的に町としても、新規就農者を入れていただいて、継承していただく、今後もそういった施策を基軸に進めていきたいと考えておりますので御理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長、ここに何か話したくないですか。いいですか。

町長。

○町長（松本博君） 議員の皆様方からすると何の会話かと不明な部分があるのか分かりませんが、浜中農協があつて酪農業協同組合があつて以前酪農業協同組合というのは、別海町も含めて、別海浜中の酪農家が集まっての一つの集団だったのですけれども、この中山間地直接支払事業が始まって多分別海地区の人たちが抜けていき、そしてその地区には、今課長が言うようにして新規就農者が結構入ってきています。特に言う東円地区なのですけれども、そういう歴史を持っています。その意味からすると今、課長言ったように本当は大きく動くのは農業委員会かなと思っています。ただ実働部隊としては、農業委員会とこれから吸収されるであろう酪農協の組織も含めて、そして、1番大事な地域かもしれないので地域でしっかりそのことができるのであれば、何とかなるのだらうと思っています。新規就農も入ることも含めれば、それほど難しいことではないのかと私は思っていますけれども、ちょっと課長と見解が違ふかもわかりませんが、今後浜中町の酪農業しかり守っていくとすれば、しっかり行政もやりますし農業委員会もしっかりやる、そしてまた大きな団体の浜中農協も含めて、三者でやっていくしかないのかなと思います。ただ今も酪農協に入っている人達も大事にしないといけませんから、皆こっちに来るのだよと言えませんが大事にしてやっていきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 7番成田議員。

○7番（成田良雄君） 34ページ、ふるさと納税に要する経費で4億円を経費として計上されております。そこで、今現在の納税者数と納税額をお知らせ願います。また、現在の事業者数と返礼品の品目1億2000万円を計上していますが、品目数と1番か

ら5番ぐらいまでの人気返礼品目をお答え願いたいと思います。

44ページ、へき地保育所運営に要する経費は全員協議会でも担当から説明されましたけれども、昨年の10月に3歳以上の保育料が無料になり、我が町では副食費が無料で町単独の事業として、町長の英断により子育て支援の一環としてなされております。本当に父母たちは大変喜んでおります。そういう中で要望があったのはへき地保育所です。へき地保育料も3歳以上が無料でございます。それまではへき地ということで保育料は安かったのですけれども、3歳以上がへき地も常設も無料ということで、平等になった中でおかずを持って保育所に行くということが父母から公平性に欠けるのではないかとということで町長宛てに要望書が提出されて町長の英断で2月に決定して、今年の3月の議会で補正されて現在、副食費の相当分については3780円を助成されております。2月に明年4月から給食を提供するという事に決定しました。漁業の方のお父さんお母さんは3時過ぎに起きて保育所の弁当を作って夏の期間ですから、悪くなるということで保冷剤を入れて昆布漁に行きます。農家においては搾乳時間の前に弁当を作るので食べるまで相当な時間が経ちます。そういう意味でもへき地保育所も給食にして欲しいという要望を町長の英断で明年4月から実施ということになります。そのための試験的な配送の委託料また備品購入でないかと思っておりますので、委託先と試験的に実施されると思いますので、それぞれ保育所の保育人数と明年度何名の方に配食されるのか。そして先ほど説明ありましたけれども、委託料は2台の16日分となっておりますので何月から週に何回、試験的に配食されるのか御答弁願います。

また備品購入の129万8000円の中に配食のための茶内保育所の備品購入と思っておりますけれども、この内容もお願いしたいと思います。併せて、会計年度任用職員報酬2カ月分とありますが、多分配食にあたっての人員と思っておりますので、詳しく説明をお願いしたいと思います。

続きまして60ページ青少年対策に要する経費の町青少年健全育成町民会議補助10万円の減でございますけれども、コロナにおいて会議や運動等が行われていないための減かと思っておりますが、詳しく説明願います。

同じページの総合文化センターの管理運営に要する経費の修繕料はオイルタンクと工事請負費は電話回線の増設と光回線でございますけれども、庁舎ができた時に教育委員会などは移転することになりますけれども、移転後の内部の用途要するに今までの事務所はどうするのか、小ホールはどうするのか等決まっていましたら、その説明をお願い

いしたいと思います。以上4項目をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 34ページ、ふるさと納税に要する経費の関係ですが、今現在の実績から御説明いたします。11月末現在の数字を申し上げます。まず、納税額が端数は省略しますが3億4490万円御寄附いただいております。件数で1万9860件になります。対前年からの比較で申し上げますと金額では昨年11月時点では1億2860万円ですので、金額にしますと前年比2.68倍の伸びになります。それから件数につきましては、11月末で8031件ありましたが前年比で2.47倍ということで前年対から比較するとおよそ2.5倍実績としては伸びている状況になっております。それから今現在、15事業者に御協力をいただいております。返礼品の数としましては、全体としては146品出品させていただいておりますが、今現在、休止中のものもありまして、掲載中でありますのは128品目を返礼品として取り扱ってございます。人気の上位5つですが、色々な返礼品で重複するところもございまして、多いのはハーゲンダッツのアイスクリームが約7割から8割くらいのシェアになっています。それからウニ、昆布製品、チーズといったところが主要な返礼品目として、寄附者の方々から求められている状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） へき地保育所の給食の関係についてお答えします。まず、委託先でございますがまだ決定しておりません。入札によって決定させていただこうと思っております。あとお子さんの数ですが、現在と来年度の分について申し上げます。まず現在の人数ですが散布15人、浜中20人、姉別7人の計42人です。来年度の予定ですが散布18人、浜中22人、姉別9人の合計49人の児童を予定しております。配食数でございますが、このお子さんの数に先生数をプラスします。現在先生数は3カ所で8人おりますので、42人プラス8人で50人です。来年度の先生数は9人を予定しておりますので、来年度は49プラス9で58食の予定であります。

続きまして試験配食はいつからかという御質問ですが、予定では2月の第1週目から予定しております。第1週目から週に2回で曜日等についてはまだ決定していませんが、3月末まで8週ありますので合計16回の予定であります。

続いて備品の内容については、予算計上額129万8000円のうち119万9000円が給食に係るものです。内訳としましては配膳カートで保育所に給食届いてから、

その上に乗せて配膳するカートでステンレスの2段式のものですけれども、こちらを3台です。これの他にテーブルを12台予定しております。これらを合せて119万9000円です。テーブルがなぜ必要になるかといいますと、保育所の場合は昼寝する時間もありまして、常設保育所は広場でお昼寝しているのですが、へき地保育所の場合はそれぞれの部屋でお昼寝をするパターンが多いのです。そのため一つの部屋を給食を食べる部屋ということにしますので、そのためのテーブルです。台数としましては散布5台、浜中5台、姉別2台を予定しております。

最後に会計年度任用職員の報酬に関してですが、こちらは給食の試験的に開始される2月からの2カ月を予定しております。調理員1名分です。これは16回の給食が提供なので16回でいいかと思うかもしれませんが、4月からの本格運行に向けて調理員さんの練習も兼ねてということを考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 60ページの青少年対策に要する経費の中の町青少年健全育成町民会議補助の10万円の減につきましては、コロナ禍におきまして町内の少年の主張と釧路管内及び北海道の少年の主張が中止になりました。それを受け補助の申請が無かったことによって10万円の減となっております。

続きまして、文化センターの管理運営に要する経費で修繕料につきましては、文化センターのオイルタンク油面指示計の取替えということで、現在事務所に油の残量がわかるメータがあるのですけれども、それが故障してしまいまして、ゼロの状態になっておりますのでその改修で45万8000円、温水循環ポンプの部品交換で17万1000円、文化センター屋外の駐車場の外灯の修繕で2万8000円となっております。

それと役務費の4万円と電話の改修工事につきましては、新庁舎移転に伴いまして、現在、簡単に言いますと文化センターと役場は内線関係の電話システムになっております。新庁舎に移転しますと、文化センターとは離れてしまいますので外線を1本引っ張らなければならないということで、今回光回線を引かさせていただこうと考えております。内容ですけれども、受話器を3台、停電用の受話器を1台、子機8台、機器にかかる基地局と言うのですけれども、基本モジュールとして一式を改修しようと考えております。移転後の内容ですけれども、今管理課の職員がいる事務所につきましては、札幌の宮川さんから寄贈されています多くの絵画がありまして基本的には庁舎で数点展示することになっておりますけれども、展示しきれないものを50点程を文化センターの

管理課の事務室の所を美術館として新年度予算で整備していきたいと考えております。それと小ホールにつきましては、ルパンプロジェクトの方でルパンコレクションとして1月から改装し、3月までに終了する予定で4月オープンに向けて改装する予定となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○7番（成田良雄君） 34ページのふるさと納税については、現在の状況と品目は了解しました。当初予算よりも相当な件数のふるさと納税がなされているということでございます。事業者ですけれども、自営でやっている加工業者の中にはまだ入っていない方もいると思いますけれども、今後の事業者への啓蒙について、どのように考えているかお答え願います。やはり宣伝PRが1番大事ではないかと思えます。浜中のホームページや色々なサイトで宣伝した結果が、浜中の物産が特に牛乳を使用しているハーゲンダッツが人気になったと思えます。今後担当課として商工会や業者ともしっかりと協議して2桁台に乗せるように、自主財源の確保も今後必要かと思えます。

浜中町は霧多布湿原というどこにもない湿原がありますから、ここで採れる水産物は豊富なミネラルを含んでいますし、国定公園になりますからPR宣伝が大事だと思いますけれども、担当課として今後ふるさと納税を倍増するぐらいの取り組みをしていってほしいと考えていますけれども、お考えをお願いしております。

44ページは了解しました。4月より配食が出来るように取り組んでいってほしいと委託先がまだ未定ということでございますけれども、しっかりと2月までに決定して試験的な配食を行ってほしいと思います。また茶内保育所の調理員の人員確保は決定しているのか、またこれから募集するののかについてお答えほしいと思います。父母の方々は大変喜んでおりますし、食育についてもしっかりと取り組んでいけるのかなと思いますので、再度御答弁をお願いします。

60ページの青少年健全育成の大会が中止ということで了解しました。それで関連ですけれどもコロナが拡大しております。青少年健全育成をするためにもコロナ対策において地域と学校とPTAでしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。今現在浜中町では感染者はいません。感染した場合は各報道されていますが、風評被害またいじめ等により不登校や家庭破壊が起こっている現状でございます。学校として児童生徒に対してのコロナにおいての現在の教育は手洗いやマスクなどしていますけれども、感染した場合の教育を子供たちがいじめや差別しないように、また、広げないように教育をさ

れているのか。今現在どのように生徒たちに教育をしているのか、また出た場合の教育もされているのか、御答弁願いたいと思います。

また、町や教育委員会として出た場合に今現在どのような対策会議をされているのか、出た場合にどのような会議をして、町民や子供たちに周知をしていくのか答弁もお願いしたいと思います。

総合文化センターについては了解しました。今の管理課の事務所を美術館とし、小ホールをルパン三世の展示室にするということですが、昨日配られた資料に総合文化センターの総合評価について施設整備の老朽化は著しいと修理不可能な設備ができており、補修改修などの大規模な改修を計画的に進めることが必要であると載っていました。総合文化センター建設から年数が経っていますが、どのような計画で改修などを進めていくのか御答弁願いたいと思います。

質問をするのを忘れていましたが42ページですけれども、福祉保健課が新庁舎に移転しますが、老人福祉母子健康センター管理に要する経費ということで老人福祉母子健康センターはどのように今後活用されていくのか、御答弁願います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 34ページのふるさと納税に関連についてお答えいたします。今後の事業者についての御質問ですが、現在進行形で水産関係の新たな出店を御協力していただき、具体的にどういったもので行けるか御相談を進めている段階でもございます。それから昨日の一般質問中にもありましたけれども、回答の中でも触れましたが体験型、観光あるいは宿泊、こういったところのソフト面の返礼品としての取り扱い、事業者さんに集まっていたきながら、打ち合わせをさせていただいております。いずれも共通認識が図られましたら、観光協会や商工会などの御協力もいただきながら、新たな事業者として出品いただけるよう現在進行形で取り組みをさせていただいているところでございます。

返礼品は先ほど申し上げましたように140品ほど出しておりますが、以前パンフレットを作成させていただいた時にも、その製品ができる背景、こういう過程でこの返礼品ができ上がっていますという背景もつけ加えながらパンフレット作成させていただいた経過がございます。今後もただ単に品物という形ではなくて、この品物ができる皆さんにお届けする品物の出来上がる背景ですとかを含めてPRの一つのアイテムとして活用していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 保育所長。

○保育所長（梅村純也君） へき地保育所の給食提供に関する調理員さんの確保の件ですが、まだ現在のところ決まっておられません。予算が付き次第、職員係を通してハローワークやチラシなどで募集をかけていきたいと思っております。ただ調理員さんの確保というのが今非常に難しい状況にありますので、何としても2月の試験運用開始までには雇用に繋げていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 60ページに関して、学校におけるコロナ対策についての御質問に回答申し上げます。基本的には、文部科学省、道教委の方針に沿いながら、道教委の教育長のメッセージ等も学校に知らせ、コロナ対策に万全に当たっているところでございます。

具体的には、各学校にもコロナ対策、対策のマニュアルを作ってもらって、それに沿っての対応をしております。その中には議員がおっしゃられた差別偏見を防ぐための考え方や日常的な教育のあり方も明記されております。特に学校教育においては、コロナにおける差別偏見がいけないということはもちろんなのですが、それ以上に、そもそも差別や偏見はいけないということが教育のペースとなっております。もしも、感染者が出た場合の対策については基本的には現状、誰にでもかかる可能性があるという認識のもと釧路保健所、そして町の福祉保健課と連携をして速やかな対応ができるよう連絡システムの整備を進めているところでございます。学校との連携においては、校長会議や教頭会議を中心にして、町教委と学校とそして保護者が事実をしっかり認識し、協力しながら対策できるような体制を作っているところでございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（澤邊昭彦君） 文化センターの大規模改修についてですけれども、議員おっしゃるとおり、施設は建設されてからもう30年以上経っています。御存じのとおり今、施設内雨漏りが廊下やロビーでしてます。あと照明も現在水銀灯を使っているのですけれども、今後LED化に改修しなければなりません。またエレベーターや舞台装置の吊りものなど大きな改修が必要な状況となっております。総合計画の単年度計画の中に令和4年度実施設計ということで現在予定しております。その後については、財源も含めて財政係と協議しながら早期に改修したいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 42ページの老人福祉母子健康センター管理に要する経費の関連ですけれども、庁舎移転後の老人福祉センターの活用は現在の福祉保健課と社会福祉協議会、それとヘルパーステーションが入っていますけれども、移転後につきましては、社会福祉協議会と現在協議中なのですけれども、基本的に社会福祉協議会の事業等で集会室も使い、事務所についてはそのまま活用させていただきたいという話にはなっております。また空きスペースについては現在の高齢者事業団がルパンの管理を旧勤労青少年センターで行っていますが、ルパン展示の移転のお話も出ていますので、高齢者事業団と移転について協議中です。それと町で行っています事業の中で道路等ができるまでの間、もしかすると介護予防事業とか一部の事業を段階的に移転するのに使用するというものもあるのかなということで精査している状況になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○7番（成田良雄君） 34ページは了解しました。

44ページはハローワークやチラシ等で募集して人員を確保するというので了解しました。

60ページですけれども、コロナ対策について浜中町でコミュニティ・スクールと学校PTAと連携をして、用途は違いますがコミュニティは色々な行事ですけれども、コロナ対策においてもコミュニティ・スクールの会議を開催して、もし開催していないのであれば開催して連携を取り、出た場合はしっかり対応していただきたいと思えます。そのために開催してはどうか。連携してコロナが出ないようにまた出た場合に差別や偏見などないようにしっかりと取り組んでいくことを確認し合った方がいいと思えますけれども、その点いかがでしょうか。

次に町長の英断で決まった支援のへき地への配食は鉏根で初の取り組みとして実施されますので、町長のお考えとコロナ対策についての町としての出た場合の会議をどのように取り組んでいくのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長。

○指導室長（渥美清孝君） 60ページに関して、コロナウイルス感染症対策のコミュニティ・スクールの活用についてお答え申し上げます。議員のお話にありましてとおり、コミュニティ・スクールは地域、保護者学校が一体となって子供を育てていく仕組みのことです。そういう機能から考えてもコロナウイルス感染症対策特に、未然防

止、そして差別風評の防止という意味では大変機能が低い組織でございますので、今後活用していく方向性を考えてまいります。

ただ、今年度におきましては感染症対策の一環としてなかなか会議の開催が難しい状況ではございます。会議自体も感染症対策をしっかりした上で、人数制限やタイミングを図りながら地域の実態に応じて開催しながら、その中で今の件についても検討していくように学校、地域に働きかけてまいります。以上でございます。

○町長（松本博君） もう一度言ってくれますか。

○議長（波岡玄智君） 会議を一時中断します。

（中断 午後0時14分）

（再開 午後0時15分）

○議長（波岡玄智君） 会議を再開します。

この際暫時休憩します。

（休憩 午後0時15分）

（再開 午後0時59分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 議案第110号の質疑を続けます。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 36ページの空家等対策に要する経費、今回は36万3000円の補正ということなのですが、当初予算の500万円は、最大1件当たり50万円と考え10件の補助と思います。それで500万円で実施した解体の地区別の件数と500万円を全て執行しての今回の補正と思いますが、全て50万円の補助と思うのですけれども、今年度予算で実施した解体実績を地区別をお願いします。特定空家に指定されないと補助対象にならないということなのですが、町内に残る特定空家があとどれくらいあるのか。地区別に分れば示していただきたいと思います。

それとその下の公の集会施設の需用費、修繕料で先ほどの補足説明で湯沸母と子の家の床改修の不足分という説明だったかと思うのですが、当初は90万5000円の修繕費が見込まれておりました。90万5000円に対する不足分ということなのか、それとも新たに今回湯沸の母と子の家の改修に96万9000円なのか内訳を教えてくださいたいと思います。

それと38ページ、職員研修に要する経費の90万円の執行残であります。当初予算

200万円の予算で110万円の執行と思うのですけれども、コロナ禍の中で実施された職員研修の件数と実施時期と場所等が分れば教えてください。

その下の地域公共交通に要する経費の526万6000円です。これはくしろバスに対しての不足分の補助かと思うのですけれども、増額になった要因を教えてくださいと思います。燃料費やコロナによる理由、車検とか様々なことは考えられるのですけれども、増額要因を示していただきたいと思います。

40ページ、その他社会福祉に要する経費の委託料です。介護職員の初任者研修なのですけれども、当初同額の予算計上がされていて皆減ということなのですけれども、コロナの関係で実施できなかったのかなと思っています。研修委託料については隔年で実施するということだったので、昨年度は予算科目がなく今年度あったのですけれども、今年度はこういう状況で実施できなかったということで、昨年からいくとずれる形なるのかなと思うのですけれども、来年度実施する予定があるのかどうか。野いちごの職員不足等の補う目的にもなっていると思うので伺っておきます。

それと42ページ、高齢者生きがい対策に要する経費の敬老会補助です。町内会自治会もコロナの影響で開催されなかったと記憶しているのですけれども、当初予算184万9000円です。今回は175万2000円の減で5万5000円が支出になっているのですけれども、敬老会が実施されなかった中で5万5000円はどのような支出内容なのか示してください。

それと50ページ、商工振興に要する経費の商店街活性化・観光消費創出事業補助は商工会への補助ということで200万円ですけれども、この事業内容についてどういう事業が実施されるのにあたっての補助なのか事業総額等について分れば教えてください。

52ページですが、先ほどもありました観光施設で茶内駅前広場のトイレを新設ということで、先ほどの説明でおおよその場所は見当がついたのですけれども、どの辺まで敷地があるのか。今駐車場として舗装になっている所があると思うのですけれども、舗装の奥にできるという認識でいいのか。当然茶内ですから水洗化なると思うのですけれども、そういう認識でいいのか。あと観光振興の目的からいくと今回建てる施設に対して出来るかどうか分からないのですけれども、出来るのであれば駅前にルパンがいるわけですから、トイレ関してもルパン三世の何らかの、例えばその男女別の標識にキャラクターを使うとかがあれば、より観光的には有効なのかなと思うのですけれども、出来

るか出来ないも含めてお答えいただきたいと思います。

最後です。55ページ、小学校管理運営に要する経費の役務費の暖房機点検手数料50万6000円の減額なのですけれども、読んで字のごとく、暖房機の点検手数料ということだと思えるのですけれども、当初は86万9000円。全小学校分と理解しているのですけれども、そのうちの50万6000円というのはかなりな減額幅かなと思えるのですけれども、減額となった要因等が分かれば示していただきたいと思えます。以上よろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） 議案の36ページ空家等対策に要する経費の浜中町不良空家等除却補助金の関係でございます。議員おっしゃいますとおり当初予算で500万円を計上させていただいてまして、今回36万3000円ということで536万3000円ということでございます。解体の件数は解体したものやこれから解体するのがありますけれども、件数は全部で11件となります。11件の地区別の内訳でございますけれども、霧多布地区4件、仲の浜地区1件、琵琶瀬地区1件、散布地区2件、榊町地区1件、奔幌戸地区1件、茶内市街地区1件ということで、全部で11件となります。

それと特定空家の関係でございますけれども、特定空家につきましては空家特措法の関係で規定されているものでございまして、非常に状態が悪いという空家を認定していくという制度でございます。この制度と今回の空家補助金の制度は、空家補助金の関係を制定については特定空家の認定ということではなくて、それとは別に不良空家の調査を行って基準をクリアすると対象となるということでございます。まず特定空家と補助金の対象となる空家というのは必ずしも一致するものではありません。特定空家につきましては、現在7件を認定しておりまして、内訳でございますけれども、湯沸1件、琵琶瀬1件、丸山散布1件、貫人1件、姉別、1件、幌戸1件、茶内市街1件のこの7件が現在特定空家に認定されているというところでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 36ページの公の集会施設維持管理の修繕料の関係でございます。内容としては、新たな補修修繕を今後要するというところの分として補正をさせていただきます。修繕の大きいものは、先ほど予算説明の中でもありました、湯沸母と子の家の和室の床の補修と西円の農民研修センターの台所の床の補修も新たに出てきておりますし、茶内コミュニティーセンターの洗面所の電気温水器の修繕も必要

になってきたことから、それぞれ20万円前後の補修がかかるため計上させていただいております。あとその他に細かい所で何点か計上させていただいておりますが、今後間に合うかどうかは分かりませんが10万円ほどの補修が出てくるであろうものに対するの予算ということで、加えさせていただいてこの金額ということで補正させていただいております。

次に38ページ、職員研修に要する経費の研修旅費の関係でございますが、まだ年度途中で中間のまとめはしておりません。件数と人数はお示しできないところなのですが、議員おっしゃるようにコロナ禍におきましては、主に道が行う札幌での色々な専門研修等に出向くことが出来ないということと、向こうの方から研修については中止するということがございまして、年度間ではこの位は最低でも減額になるだろうということで減額補正させていただいております。

次に同じページの下の地域公共交通に要する経費の地方バス路線維持対策補助52万6000円の主な増要因ということでございますけれども、今年は特にコロナ禍による路線バスの乗車率実績の激減と申しますか、収入の減がやはり一番多いということです。くしろバスに聞きましたら、収入の部分だけで申しますと昨年度より9%減になっているということも伺っております。それからもう一つの大きなところでは、昨年10月に行った町営バスに移行するための実証運行を10月の1カ月間実施させていただいたところですが、それに対しましては、広域路線で釧路から浜中までというところの長い霧多布線の系統1という路線でございますが、実施運行を行うことによって路線が補助要件に満たない路線となるということでその1カ月分が国と道による補助要件から外れるということがございましたので、実証運行の1カ月分をくしろバスに対して補助ということで、計上させていただいたということです。このような要因で今回52万6000円の増額となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 40ページ、その他社会福祉に要する経費の介護職員初任者研修委託料349万4000円の皆減の内容ですけれども、議員おっしゃるとおりコロナ禍の中で16日間の研修の中で人と密着するような講習等もありますので、コロナウイルスが収束もしてないということで、今年度について中止ということにしております。また来年度の状況につきましても、外部講師は釧路あたりから何人か来たり、受講者は幅広い年代の高校生から主婦までということでかなりの人数になりますので、

感染予防の対策も十分にできないだろうと思います。収束の状況が見通せない中では、新年度についても難しいかなと判断しております。先ほど議員おっしゃいましたとおり、野いちごさんの介護職員の確保には有益だと思いますし、社会福祉協議会から、実は今年度やらないのかと言う話もありました。何とか介護人材を確保する方策の中で、例えば内部で話になった中では釧路市内とかに通ってもらいその分を支援するという話もありましたけれども、新たな人材確保の方策を内部で検討しているところでございます。基本的には研修ができるような環境になればいいなと考えています。野いちごさんとは他の部分で介護人材の確保のヒアリングを受けて十分に協議させていただいておりますので、今後とも連携をとりながら待遇改善も含めて、確保の方策を町としても支援していきたいと考えています。

それと42ページ、高齢者生きがい対策に要する経費の敬老会補助ですが、当初予算は184万円です。今回は175万2000円の減ですから、執行残は8万8000円になっていますが、実際は町内18カ所の敬老会の想定でしたけれども、今回は17カ所の自治会で中止ということで、1カ所行っている所はどこかと言いますと、特養ハイツ野いちごさんです。野いちごさんの中で敬老会をやっています。この分の1人当たり2000円の助成の44名分で8万8000円の支出しております。野いちごさんも感染対策をしながら入所者だけで行っているということで、高齢者の生きがい対策というか楽しみにしている事業ということで、十分に配慮しながらやっていると聞いております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） お答えいたします。まず50ページの商店街活性化・観光消費創出事業の関係でございますが、これにつきましては、経済産業省の補助事業となっております。コロナ禍の収束を見据えての観光客の流れを町内商店街や観光施設へ誘導するという事業でございまして、霧多布湿原センター、霧多布温泉ゆうゆ、文化センターの3施設を情報発信拠点と位置付けまして、インフォメーションシステムを整備する予定となっております。このシステム中で商店のPRとかをする内容となっております。

それと多言語パンフレット作成する予定となっております。4カ国語に対応できるQRコードで呼び込むようなスタイルになっていまして、それを作成する予定となっております。

事業費につきましては、先ほどのタッチパネル式のインフォメーションセンターのパソコンが3台で70万6200円、それに係るモニター3台50インチを予定して3台で73万5900円、それと多言語のパンフレット3000部を用意する予定となっていて62万7000円、そのシステムを構築するシステム費として444万円、この事業を行うに当たり外部講師を招いて事業を立ち上げるということで謝金と旅費で62万2700円、合計713万2000円となっております。

それと52ページのトイレの関係でございますが、まず場所ですが、先ほど言ったように駐車場の部分となっております。駐車場自体がおよそ16m角となっております。駐車場に向かって左手に一般車両の駐車場を4台分で右手に一般車両2台と障害者用1台の駐車スペースをとります。その一番背後に11mと4.5mの舗装部分に収まるように考えております。

それとルパンの関係でございますが、建築するにあたりそういうことも考えられるということで、外壁に質素といいますか、あとから装飾も考えられますので、そういうことを見据えた仕様にしようと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 55ページ、小学校管理費の役務費の暖房機点検手数料の50万6000円ですが、予算的には86万9000円ということで、この50万6000円以外は霧多布小学校、浜中小学校、茶内小学校の体育館の赤外線暖房機の点検でございます。この50万6000円につきましては、霧多布小学校が電気暖房となっておりますので、各1階から3階までの配電基盤が各2カ所ずつ、それと教室及び廊下に1階から3階まで大体120くらいの電気暖房器があるものですから、その点検ということで50万円くらい大きくなっているという状況です。以上です。

○2番（田甫哲朗君） 50万6000円が減額になった理由を教えてくださいと思います。

○管理課長（舟橋正誉君） 失礼しました。その1階から3階の配電盤と教室廊下に付けてある電気暖房の点検をする点検料50万6000円が、この度霧多布小学校の電気暖房の改修工事を行ったということで、点検の必要がなくなるということで、減額補正させていただきました。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 36ページの空き家なのですけれども、僕の勘違いかなと思う

のですが、この上限50万円の補助対象になるのは、あくまでも特定空家と認定された物件に対しての補助と考えていたのですけれども、そうではなくて町独自の判定基準で不良空家となれば、補助対象となるということですね。それで補助対象になる不良空家は、要は解体した方がいいですよという物件中で今年度予算の中では11件が解体された、あるいは解体予定ということで理解しました。町で調査した中で残る不良空家、特定空家ではなく不良空家はどれくらい残っているのか。それと最も問題なのは、特定空家になるのかと思うのですけれども、特定空家の7件のうち町の補助を利用して解体しようとする動きは現在のところ7件中何件かあるのでしょうか。それを再質問させていただきます。

それと商工費の商店街活性化事業なのですけれども、ゆうゆと文化センターと湿原センターにアフターコロナと言いますか、コロナが収まってきたらそこにいらした観光客の方が町内の商店や景勝地も含めてなのかも分かりませんが、そういう情報が入手できるようなシステムと考えたらいいのかなと悪い頭で考えていたので、それでいいのか確認させてもらいます。

それと52ページの駅前トイレですが、今の舗装の上にトイレを作っても駐車スペースというのは、十分なものが確保できるのか。新たに駐車場を増設するわけではないのでしょうから、心配なので確認だけさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えします。まず、不良空家が何件くらいあるのかということだと思いますけれども、実は不良空家の判定については不良空家の補助金を貰うために申請を出してもらってから不良空家の判定をしますので、不良空家がどのくらいあるかというのは現状では掴んでいません。参考としていますが、特定空家に関しては特定空家あるいは特定空家にならない空家についてはすべて危険度判定調査というものを行っております。これは0点から出まして100点以上となれば、特定空家になるという判定でありますけれども、この調査によると100点以上が特定空家に該当する恐れがあり、80点以上についても、もし不良空家の判定をすれば不良空家になる可能性が非常に高いと考えられます。その件数で言いますと昨年の調査でありますけれども、80点から100点までの間が29件ございます。そういうような現状になっているところでございます。

次に特定空家は現在7件と言いましたけれども、現時点におきまして7件のうち1件

につきましては、今回の補助金において除却をする予定となっています。場所は丸山散布の空家を除却する予定と現在なっているとございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（戸井洋典君） まず1点目の商店街の事業でございますが、議員おっしゃるとおりに浜中町で主に観光客が訪れるであろうこの3施設にインフォメーション的なものを置きまして、そこからさらに商店街や他の観光施設へ誘導するようなモニターを置くということでございます。

それと駐車場の件でございますが、トイレ建設後の駐車スペースにつきましては、先ほど言いましたように一般車両6台障害者用1台のスペースがとれるようになっております。ただ、これでも狭いよということであれば、道路向かいの空き地がありますので、そちらを足りないようであれば考えましようということを進んでおります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 空き家ですけれども、くどくて申し訳ないのですが、どう言ったらいいのか、国の水準の特定空き家というものになるということは、町で判定するこの不良空き家の度合いではなく更に老朽化が進んで危ない建物だろうと想像します。是非町の事業を使って壊していただきたいのですけれども、それには当然室長はじめ防災対策室として十分対応されての現状と思います。所有者へのアプローチは、残る6件に対する取り組み状況を最後に伺いたいと思います。当然この所有者等は判明できている物件なのかなと思うのですけれども、そこも含めてお願いします。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。まず特定空き家の関係につきまして、現在7件ということで全て所有者は分かっていますし、連絡も付けられる状況でございます。ただそれぞれに様々な状況の違いがあります。例えばその所有者がいて管理人がいると、管理している人がいるとしても所有者の相続人がまた別にいるだとか様々なケースがあります。また建物と土地の所有者が一緒の場合もあるし、建物は全く別な所有者もいますので、色々な状況の中で7件のうち1件は今年度除却する予定でありますけれども、まだ残っている状況でございます。

それでアプローチですけれども、一応年に1回状況に変わりないか等を含めて調査を行っております。調査後にあなたの所有している空き家はこういう風になっていますよ

ということで、写真付で所有者に送らせていただいております、その反応を見て対応を行っています。中には電話いただいて色々とお相談しているものがございますけれども、やはりお金のかかることでございますので、他の6件については実際は中々進んでいないという実態でございます。また先ほど特定空家は結構ハードルが高く、不良空家は特定空家に比べてハードルが低いということでございますので、不良空家は先ほども言いましたけれども、本人から申請があって判定するという事なので、所在を特定することはできないのですけれども、先ほど言いました特定空家に近い80点以上の方についても、同じく調査を行ってお手紙を出して除却をお願いしますよということを年に1回通知を出している状況でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

8番三上議員。

○8番（三上浅雄君） 38ページ地域公共交通に要する経費です。2番議員からもありましたが、526万6000円はコロナで利用客の減少による収入の減少ということで答弁されましたけれども、路線バスを利用している町民は少ないというか高齢者と車のない家庭なのでしょう。デマンドバスについて個人的に聞かれまして、土日祭日の便が無いのではないかと聞かれました。ちゃんとチラシを見ると湿原線があるのですが。要するにチラシきちんと見れば土日祭日があるのですけれども、デマンドバスは湿原線の茶内まで。茶内まで行きJRと結ぶというものです。我々も何度も議会でやってきましたので、聞かれた時に資料があるはずと思い家に帰り引っ張り出しましたらありまして、よく見みるとあるのですよ。やっぱり理解されていないと思います。デマンドは高齢者にすると予約をいちいちするという事は慣れないというものあるでしょう。例えば、まるっきり交通手段のない家庭とかは調査すれば、町でもある程度把握出来るはずですが、免許証が返上されているとか。先ほど9番議員からも出ましたけれども、特にそういう家庭には、理解してもらうように要望にはなりますがして欲しいと思います。減になった理由はデマンドバスの利用が上手くいっていないのかなと思いますが。それが1点です。

もう1点が50ページです。水産行政に要する経費の内容は先ほど1番議員からの質問中でありましたので理解しました。北海道産業振興資金を使うから補助率50%で町の補助が0です。過去の例の水産概況を見ますと、平成18年度にさんまのタンクを同じように買ったりしているのです。それからウニのかごを平成18年に養殖のかごを6

00個買っています。この時点では資金の使い方によるのか、町の補助があるのです。18年あたりの補助率を計算しますと6割くらいの補助になります。道は50%の町が10%で6割くらいの補助に同じものでもなります。ただ、資金の使い方によってなのか、内訳についてお聞きしたいです。この2点についてお願いします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 38ページ地域公共交通に要する経費の地方バス路線維持対策補助に関連しての御質問と思います。まず今回526万6000円の計上させていただいているのは、先ほど申し上げましたけれども、増要因はあくまでも年度当初に前年度の実績をもって当初予算計上していますので、実績に基づいての分になります。実際の年度の仕切りからいきますと、公共交通の仕組み上は前年10月から今年9月までの実績ということになります。ここでの増要因として計上させていただいているのは、前年10月から今年9月までの実績に基づいた補正に今回はなっております。

それから今年10月から運行しています町営バスのデマンドの運行にあたっての御質問と思いますが、先ほども出ていましたが山方面の浜中線、茶内線はデマンドのみの運行ですから、どうしても慣れていないので使い方や予約の方法等が分からないということで、自治会配布で酪農地域方面とデマンドバスエリアの方面に特定して入れさしてもらい周知といたしますか、御理解いただくように対策をとっているところです。今議員おっしゃっている湿原線のデマンドの関係は、各家庭にお配りした時刻表は中々細くて本当によく目を通していただかないとその辺のところ、理解にするにはご高齢の方々には難しいのかなということもあります。今、一通り色々な意見も出ていますので、そういったところも含めまして改めてまた使い方等の周知もまた考えていきたと考えているところです。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 50ページ、漁業資材整備事業補助の地域づくり総合交付金についてお答え申し上げます。議員おっしゃいましたとおり水産概況に載っております地域づくり総合交付金は平成16年度から行っておりますが、その時は道費の他に町が入っています。平成27年度にこの交付金の地域づくり総合交付制度要綱が改正によりまして、過疎債等が入った場合には対象にならないということで、道費の2分の1のみということになっております。ただ平成30年度に新川と琵琶瀬の掘削にも活用させていただいたのですけれども、交付金を活用させていただき、町負担も毎年掛かってい

たものですから、その分については町が出したということになっております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 三上議員

○8番（三上浅雄君） デマンドの方は理解しました。

水産の関係は平成27年度から制度改正によって資金の扱いが、過疎債が入ることによって50%補助でそれ以上がないということですね。概況を見ますと最近では産業資金を使っているのですが、ずっと町補助は0なのです。先ほどからふるさと納税の関係も出ていますが、返礼品の水産物の不足と言うのもわかりますが、納税者の方々の寄附の使い道の選択の中に産業振興で水産分に使って欲しいというのが多いです。その中で補助を分けてくれと言う訳ではありませんが、ふるさと納税者の使い道の要望がある中で、ふるさと納税の方からいくらかでもウニ養殖は特に返礼品に出していますので、その辺の補助の策を考えられないのか町長どうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） ただいまの御質問にお答え申し上げます。一部訂正も含めて、地域づくり総合交付金の2分の1ですけれども、要は過疎債に限らず町独自としても上乗せですのようなものについては、地域づくり総合交付金は無理だよというものですから、結果、道から事業費の基本に2分の1以内なのですけれども、それを貰うためには町では補助金を出せないというのが一つです。50%の方が当然大きいので50%を活かすために町で上乗せができないところを御理解いただきたいと思えます。

それで今ふるさと納税のお話でございます。議員御存じのとおりで水産振興に関することという名目でのふるさと納税の額も相当あります。当然、水産振興に資する事業を展開する場合については、財政サイドとしてはふるさと納税で納められた財源を十分有効的に活用させていただいて、事業の推進にあたっていくべきと考えておりますので御理解いただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第110号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第110号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第111号 令和2年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算
(第2号)

○議長（波岡玄智君） 日程第7 議案第111号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第111号「令和2年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、社会保障・税番号制度により国保の資格情報等をオンラインで確認できるようにするため必要なシステム改修を行うとともに、令和元年度の保険給付事業の精算に必要とされる予算の補正をお願いしようとするものです。

補正の主な内容を申し上げますと、歳出1款総務費では、一般事務に要する経費で4万3000円の追加。7款諸支出金では、令和元年度保険給付費等交付金の精算返還金と国保資格喪失に伴う過誤納還付金で197万5000円の追加。以上により、今回の補正額は201万8000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、2款国庫支出金で、社会保障・税番号制度システム整備費補助金として6万1000円を追加。6款繰越金では、令和元年度保険給付費等交付金の精算に充てるため、前年度剰余金の一部を活用し、195万7000円を追加しようとするものです。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は11億7158万8000円となります。なお、この度の補正予算につきましては、浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申をいただいているところです。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い

い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第111号の質疑を行います。
歳入歳出一括して行います。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから議案第111号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第111号を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第112号 令和2年度浜中町介護保険特別会計補正予算
(第3号)

○議長（波岡玄智君） 日程第8 議案第112号を議題とします。
本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第112号「令和2年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第3号）」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、介護保険法等の改正に伴う、システム改修費用について、補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと歳出、1款総務費では、介護保険推進に要する経費で、介護保険システム改修に伴う道自治体情報システム協議会負担金56万1000円を追加となります。

一方、歳入につきましても、2款国庫支出金では、システム改修に伴う介護保険事業

費交付金28万円の増、6款繰入金、事務費繰入金28万1000円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、4億6195万9000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第112号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第112号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第112号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第113号 令和2年度浜中診療所特別会計補正予算（第3号）

○議長（波岡玄智君） 日程第9 議案第113号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第113号「令和2年度浜中診療所特別会計補正予算（第3号）」について、提案の理由をご説明申しあげます。

この度の補正は、診療所エレベーター更新工事や新型コロナウイルス対策に係る備品購入費、医療機器購入費の追加などのほか、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は2705万2000円となります。

一方、歳入につきましては、国庫支出金1400万円、道支出金200万円を増額、繰入金56万8000円、繰越金1048万4000円を追加させていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、2億9225万円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては診療所事務長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） （議案113号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから議案第113号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 91ページ、診療所維持管理に要する経費の備品購入費に関して伺いたいのですが、先ほどの説明ではコロナ対策のパーティション等の購入ということでありました。それで、9月補正でもかなりこういう項目は各部署から上がってきた中で、どういうものかというのは理解します。診療所という特別な部署と申しますか、今後インフルエンザの流行期にあたって発熱がある患者さんへの対応として、37.5度以上ある患者さんは普通の風邪等でもあるでしょうし、インフルエンザでもある中で外来に来るとして事前に電話が必要だと思うのですが、来られた場合に当然コロナということも頭に置きながら、その対象となると思います。具体的にインフルエンザとコロナ感染の見分け方といいますか、昨日答弁の中で抗原検査等でコロナは判定が出来るという話があったのですが、実際患者さんが来られて、まず熱を測って検査になると思うのですが、空間的にどういうイメージで他の患者さんもいる中で対処されているのかということ、分かるように説明いただければと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） お答えいたします。診療所の発熱患者への対応についてお尋ねでございました。これから増加が見込まれるインフルエンザ流行期における発熱患者の対応につきまして、本年は新型コロナウイルスの感染者が来られることも想定されますので、診療所の救急搬送用の玄関を発熱患者対応処置室といたしました。個室を作った形になります。発熱患者はまずこの部屋に誘導することになります。次に措置についてなのですが、インフルエンザ検査をする場合に、鼻の奥に検体採取棒を入れまして検査薬で陰性陽性の判断をしております。採取した検体を新型コロナウイル

スの抗原検査キットに2次利用するような形で新型コロナウイルスの簡易判定をすることが可能に現在なっております。それでコロナウイルスの検査は個人負担料が発生せずに全額国費の対応となります。そのことから医師の判断にもよるのですが、原則インフルエンザとコロナウイルスの検査を同時に実施することに本年決めました。その際インフルの検査料については、当然個人負担となることを御承知いただければと思います。実際に検査した方は今日現在1名で、この方につきましてはインフルもコロナも陰性でした。もしも、診療所において、抗原検査で陽性反応が出た場合なのですが、診療所から釧路保健所に連絡を入れることになっております。その後は患者さんと保健所さんとの対応になるのですが、PCR検査を行うために車で行ける方につきましては車で行っていただき、移動手段のない方につきましては保健所から東部消防組合の本部に連絡がいきまして、そこから浜中消防署の方に連絡が来て、釧路へ救急搬送されると聞いております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） 多分大丈夫だと思うのですが、僕も以前インフルエンザの検査を受けたのですが、コロナがまだ無かった時のインフルエンザの検査というのは、患者さんがいない別の部屋に行きまして、綿棒を入れて検査するのですが、対応する看護師さんはマスクをしているけれども、重装備ではなかったと記憶しています。今回に限っては、コロナへのしっかりとした防護対策というのはされていると思うのですが、確認だけさせていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） 今議員がおっしゃったとおり、以前は隔離室の方に誘導しまして、看護師さんたちはガウンと防護マスクと手袋等をして重装備ではないのですが飛沫を防ぐくらいの装備はしておりました。今年に関しましては、救急搬送用の玄関を完全に個室にしまして、パーティションで2人が入れるように区切っております。上の方からは透明のロールスクリーンを下げられるような体制になっておりまして、まず飛沫は散らばらないように設定をしております。看護師さんもコロナウイルスの患者対応のマニュアルが厚労省から出ておりますので、フェイスシールド、ナースキャップ、ちょっと厚めの医療用ガウン、マスクも通常のマスクではなくて医療用のN95マスクで完全に防御している形で患者さんを診ることになります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 91ページ今の浜中診療維持管理に要する経費の工事請負費なのですけれども、施設改修工事ということで計画していた予算137万5000円が当初計上されていまして、今回はエレベーターの更新工事を前倒して実施するというような内容だったと思っています。エレベーターの耐用年数、それからエレベーターの本体その物をすぽっと取り替えるということじゃないと思うのですが、工事の改修内容について説明をいただきたいと思います。

それから93ページの医療機器購入であります、説明では超音波エコーとエックス線画像の読取診断装置の更新という説明をされていました。今、何点か言われましたけれども、空気清浄機等も含めてあるという話ですが、具体的に購入備品の内容と単価についてお知らせをいただきたいと思います。

併せて関連なのですけれども、新年度から新しい医師が着任するというこのようです。病診連携を図ることが、医療体制を確保する意味では大事なことでありますから、前にも電子カルテの導入について伺ったことはあるのですが、そういう要望というか計画は、今後持っているのかどうかを併せて聞いておきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） まず初めにエレベーターの耐用年数についてのお尋ねでございました。減価償却資産の耐用年数等に関する省令がございまして、エレベーターの法定耐用年数は17年と定められております。またその他に建築設備の維持保全に係る調査研究開発を行っている公益財団法人ロングライフビル推進協会というところでも評価の指針を出しておりまして、エレベーターの使用機器となるモーターや駆動機器、それと制御盤等の平均耐用年数を20年と示しております。平成5年3月25日に完成した当診療所においては、来年3月をもって28年が経過いたしますので、早急な対応をお願いするものでございます。

次に、工事内容の詳細についてのお尋ねでございました。エレベーターの方は利用できる機材はそのままでエレベーターの長寿命化を図るべく更新の対象とするものは、制御盤、メインモーター、ケーブル、ドア制御装置等、エレベーターを構成している機材関係の大半が更新の対象になると思います。また、業者に確認しましたところ機材の製作に要する期間が約2カ月、機材の設置に約2週間、書類の整理等を含めて全体で4カ月の工期となりまして年度内施工が可能であるのかなと判断しております。

続きまして93ページの医療機器の購入についての詳細をお尋ねでございました。まず初めにこの中には防衛特定施設整備調整交付金で購入するものと新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で購入するものと2つございます。まず初めに防衛施設整備調整交付金で購入するものですが、自動血球計数測定装置となります。これは血液中の赤血球、白血球、血小板など血液検査をする装置でございます。こちらは約429万円の予算を見込んでいます。続きまして超音波診断装置となります。こちらは人間ドックなどで目にするエコーと呼ばれるものでございまして、予算としては396万円でございます。次にX線画像読取診断装置となります。これはX線を照射する本体側のほうではなくて、その画像読み取るコンピューターシステムの方となりまして、既存の配置通り放射線室に1台、診察室に1台、ナースステーションに1台を設置いたします。こちらは426万8000円でございます。次に電動シャワートローリとなります。入院患者対応用の移動式の浴槽で129万2000円でございます。次にエアーマットレスで入院患者のベッド用床ずれ防止用具となります。66万円でございます。次に電動診察台で外来者の対応用の上下可動式用の診察台となりまして46万7000円でございます。最後にリモコン視力表となります。こちらは視力検査用の機器となりまして40万4000円でございます。次に、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で購入するものとなります。飛沫感染対策として購入する透明ロールスクリーンに関するもので14万8000円でございます。次に清拭パーティションの購入でこちらも飛沫感染対策として、発熱患者対応処置室等に設置いたします。予算は82万7000円でございます。次に医療用のN95マスクや医療用ガウンや消毒液などを購入する費用としまして21万2000円でございます。最後に備品購入として医療機器購入赤外線サーモグラフィカメラ、空気清浄機、オゾン発生装置、血圧計2台、足踏み式手指消毒器の全部で81万3000円の予算となります。

最後に電子カルテ化のお尋ねでございました。診療所で使用している医療コンピューターは平成26年から5年間のリース契約で平成30年度に支払いが終わり、現在に至っております。本年9月には保守管理を委託している業者から製造から約7年が経過し、コンピューターに不具合が生じますと部品の調達が困難である旨の報告がございました。そのため、医療コンピューターにつきましては令和3年度の予算において計上いたしたく、電子カルテの導入も視野に入れ現在検討している最中であることをお伝えいたしたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 91ページについては了解です。93ページの医療機器の購入ですけれども、防衛周辺整備交付金によるものと新型コロナウイルス感染症の交付金によるものとに分けて説明をいただきました。

議長を通じてお願いなのですが、メモが取れませんので今の一覧表にして後ほど配付いただければありがたいと思います。ある程度取ったのですが、詳しく知りたいので、よろしくお願ひしたいと思います。議長お願いします。

○議長（波岡玄智君） 今のは質問ですか。質問ではなく全部了解しましたということですね。今の資料配布のことだけですね。

他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第113号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第113号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第114号 令和2年度浜中町下水道事業特別会計補正予算
(第3号)

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第114号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第114号「令和2年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、事業実績による減額などの補正をお願いしようとするものでありま

す。

補正の内容といたしましては歳出では、2款1項下水道費「特定環境保全公共下水道事業に要する経費」では、工事請負費など2250万円の減額で、事業実績によるもの。「特定環境保全公共下水道管渠施設の維持に要する経費」修繕料71万円の追加は、不足見込みによるものです。

一方、歳入につきましては、3款国庫支出金、公共下水道事業補助1240万円の減額は、事業実績によるもの。4款繰入金、一般会計繰入金は121万2000円の減額、5款繰越金、前年度剰余金は192万2000円の追加、7款町債、特定環境保全公共下水道整備事業債は1010万円を減額するものです。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2179万円を減額し、4億1504万5000円となります。

次に「第2表地方債補正」につきましては、国庫補助金の額の変更により補助額が追加となったことに伴い、特定環境公共下水道整備事業債を財源とする事業の補正によるものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第114号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから議案第114号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第114号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第115号 令和2年度浜中町水道事業会計補正予算(第3号)

○議長(波岡玄智君) 日程第11 議案第115号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第115号「令和2年度浜中町水道事業会計補正予算(第3号)」について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書111ページの予算説明資料をお開きください。

この度の補正は、水道施設運営費用の不足見込額の追加と建設工事の設計変更と契約実績に係る収支をそれぞれ、計上するものであります。収益的収入で、1款水道事業収益で、一般会計補助金203万円の追加。収益的支出で、1款水道事業費用、1目浄水及び配水費203万円は、修繕費・光熱水費の実績見込みによる不足分の追加。資本的収入で 第1款資本的収入1項1目企業債20万円の減額は、「支障水道管移設工事」の設計変更による540万円の追加と各事業の契約実績による560万円の減額。4項1目補償費357万3000円の追加は「支障水道管移設工事」の設計変更による移設補償費であります。資本的支出 第1款資本的支出、1項建設改良費、2目配水施設費814万円の追加は、工事請負費「支障水道管移設工事」の設計変更による898万7000円の追加と、「支障石綿管撤去工事」7万7000円。委託料77万円。3目機械及び装置475万2000円をそれぞれ執行残により、減額するものであります。

104ページにお戻りください。議案第2条、収益的収入及び支出はそれぞれ203万円を追加し、1億9818万2000円に改めようとするもの。議案第3条、資本的収入及び支出は、予算第4条の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5136万7000円を5138万2000円に改め、過年度分損益勘定留保資金で補填する額4136万7000円を4138万2000円に改めようとするもの。第1款資本的収入は第1項企業債20万円の減額、第4項補償費は357万3000円の追加とし、合わせて337万3000円の追加計上し、1億3522万3000円となり、第1款資本的支出は第1項建設改良費338万8000円を追加し、1億8660万5000円に改めようとするもの。議案第4条、企業債は、各事業の契約実績により、限度額を総額1億1910万円に改めようとするもの。議案第5条、一時借入金は、1億1910万円に改めようとするもの。議案第6条、他会計からの補助金は、5625万円に改めようとするものです。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第115号の質疑を行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 112ページの建設改良費の配水施設費の工事請負費の茶内停車場線交付金工事内支障水道管移設工事898万7000円追加でございます。これについては当初予算2200万円を計上しておりまして、今現在盛んに工事が行われている茶内の駅前通りですけれども、その路盤改良、それから歩道側に電柱を移設する工事とかもやっていますが、その中に水道管の移設工事も含まれているということで、当初2200万円で済む予定が898万7000円の約900万円を追加しなければならなかった設計変更の内容についてお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 水道課長。

○水道課長（南秀幸君） ただいまの御質問にお答えいたします。本工事は、去る6月定例議会で補正の議決をいただいている工事でございます。今回補正に至った経過とその内容を御説明申し上げたいと思っております。北海道が施行しております、道道茶内停車場線の改良工事で歩道部に埋設されております水道管塩ビ管で口径150mm、延長75mが道路改良工事の支障となり、歩道部より外側に移設をする工事であります。北海道が当初示していた支障となる水道管75mは、水道管を敷設した当時平成3年から4年に完成しておりますけれども、この完成図面を基に延長数を算出したものでありまして、今回敷設工事を進めるべくうちの工事で、現場を掘削し水道管の位置を確認したところ、実際の敷設位置と完成図面の相違がありまして、支障となる水道管の延長数が増大されることが確認されました。その確認を即時北海道と協議を進めまして、結果延長数の増加となり移設の延長数が75mから211.5mとなりました。そのことから本工事の設計変更し請負代金を算出しまして、その結果工事費が2200万円から3098万7000円となりました。その差額898万7000円の追加が必要となっております。

この度の設計変更ですけれども、当初北海道からの突発的な移設依頼がありまして協議をしております。確かに現場の確認不足がありました。その結果、今回の設計変更に至っております。今後、当初の設計段階で試掘、試験掘りを行い水道管の位置を現場で確認するということが出来れば、それを設計に反映させることが出来ますので、このよ

うな設計変更を防ぐことができると思います。今後、設計段階での当事者との協議、またその現場の確認をしっかりと進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。
これから議案第115号の討論を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。
これから議案第115号の採決をします。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（波岡玄智君） 日程第12 委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。
各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。
各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査することに決定しました。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。
本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定しました。

これをもって令和2年第4回浜中町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

(閉会 午後2時33分)